資料32　悪臭防止法に基づく規制基準（令和元年12月末現在）

規制地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町及び与謝野町

（注）　京都市にあっては都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条に規定する市街化区域及び市街化調整区域に、亀岡市及び南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）にあっては市街化区域に、京丹後市にあっては平成16年３月31日における大宮町の区域に、京丹波町にあっては平成17年10月10日における丹波町及び瑞穂町の区域に限る。

①　敷地境界における規制基準　　単位：ppm

特定悪臭物質の種類	許容限度	
	A地域	B地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

備考　１　Ａ地域とは、規制地域のうちＢ地域以外の区域をいう。
　　２　Ｂ地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第９条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第７条第２項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。
　　３　京都市については、規制地域全域に上記Ａ地域の許容限度と同一の許容限度を設定している。

②　排出口における規制基準
　①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第３条に規定する方法により算出して得た流量

③　排出水に係る規制基準
　①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第４条に規定する方法により算出して得た濃度